

許可番号 00300016103

産業廃棄物収集運搬業許可証

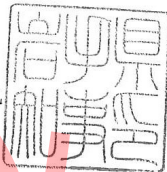
住所 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3

氏名 比留間運送株式会社 代表取締役 比留間 宏明
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 5年11月 9日

許可の有効年月日 令和12年11月 8日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
- 及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成23年11月 9日 当初許可

平成28年11月 9日 更新許可（優良認定）

令和 2年 7月17日 変更届出書受理（代表者を比留間久仁男から変更したこと。）

令和 5年11月 9日 更新許可（優良認定）

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

(以下、裏面記載)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

ネット公開用
比留間運送株式会社